

基地関係特別委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和3年8月30日（月）

午後2時00分 開会

午後3時00分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（8名）

委員長	知名康司
委員	平安座武志
委員	又吉亮
委員	上里広幸
委員	石川慶

副委員長	桃原功
委員	桃原朗
委員	栄田直樹
委員	—
委員	—

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（2名）

委員	真喜志晃一
----	-------

委員	宮城克
----	-----

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（2名）

庶務課長	仲村厚子
------	------

主任主事	渡嘉敷真
------	------

○ 協議案件

普天間飛行場内におけるPFOS等を含む汚水の放出について

基地関係特別委員会 会議録（要旨）

令和3年8月30日（月）

○知名康司 委員長 ただいまから基地関係特別委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後2時00分）

【協議事項】

本件の取扱いについて

○知名康司 委員長 取り扱うかどうかについて各委員からの御意見を伺いたい。

○上里広幸 委員 取り扱っていただきたい。

○栄田直樹 委員 取り扱っていただきたい。

○桃原朗 委員 取り扱っていただきたい。意見書案は修正が必要と考える。

○石川慶 委員 取り扱っていただきたい。

○知名康司 委員長 公明党会派からは取り扱う意向と伺っている。よって、本委員会で取り扱うものとしてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 異議なしと認めます。本件は取り扱うものと決定いたしました。次に、意見書の内容について御意見を伺いたい。

○平安座武志 委員 国内のPFOSの排出基準などについて確認し、調査してから文言調整したいと考えている。

○桃原朗 委員 意見書案の5行目の「一方的に放出」ということは問題ないと思うが、それが直接市民・県民の財産、生命を脅かすかは疑問である。排出されたPFOSが処理場に沈殿し、その汚泥を使用することで被害があるとの記載であるが、直接生命や財産を脅かすかと。また、下から5行目の体内に蓄積することの健康被害とあるが、放出された汚水をすぐさま体内に取り込むわけではない。もう少し文言調整が必要かと考える。

○桃原功 委員 御指摘の部分については、PFOSを含む汚水を公共下水道に流したことは事実である。その汚水は伊佐の下水処理場に流れる。下水処理場の汚泥はたい肥として業者に販売している。それが利用されることによる被害も否定できないと考える。可能性はゼロではないわけであるから、健康被害が発生する可能性があるのに配慮がないと言わざるを得ないという表現とした。具体的に削除や追加などの提案をいただければ持ち帰って検討してまいりたい。

○又吉亮 委員 上から5行目を「一方的に放出を強行したことに激しい怒りを禁じ得

ない」と変更し、下から5行目の「体内に蓄積されることによる健康被害」を削除してはいかかがか。

○柴田直樹 委員 本会派としては原案のとおりで賛成である。

○上里広幸 委員 又吉亮委員から提案のあったことについては持ち帰って会派調整をさせていただきたい。

○桃原功 委員 又吉亮委員からの提案を持ち帰って検討するが、放出は既になされており、さらに汚水が流される懸念もあることから、早急に文案を調整し、早期採決をお願いしたい。

○平安座武志 委員 日米で協議している最中に放出したことに対し、プロセスの問題はあったため、そこに対する抗議はあってしかるべきと考える。しかし、今回米軍が発表した汚水に含まれるPFOS濃度2.7ナノグラム・パー・リットルに対する暫定基準値との関係性やPFOSの排出基準についても調査したいと考えている。調べたところ、日本の廃棄物処理法の中の環境基準、PFOSを除去した処理水については、2,000ナノグラム・パー・リットル以下までは放出できるのではないかと考えている。仮にそれが事実であれば、2,000ナノグラム・パー・リットル以下との基準に対し、2.7ナノグラム・パー・リットルがどれほどの危険性があるのか、どれだけの健康被害が懸念されるのか。宜野湾市の水道水にも16ナノグラム・パー・リットル含まれていることが分かっているが、それよりも低い数値を放出したことを抗議するのであれば、水道水を使用及び飲用することに問題はないのかという点も疑問が残る。

○知名康司 委員長 次回の委員会について、日程調整を行いたい。

○桃原功 委員 9月1日に委員会を開催することはできないか。

○平安座武志 委員 臨時会を開くまでの緊急性があるのか。既に放出はなされている。早く調整はしたいと考えているが、定例会で可決するのでは都合が悪いか。

○桃原功 委員 まだ残った汚水があり、さらに放出される懸念もある。市長は既に抗議を行っていることから、日が経てば抗議の意義も薄れると考える。

○平安座武志 委員 抗議の意思を早く示せば解決するものでもない。抗議するのであれば内容をしっかり精査し、提言も含めるような抗議にすべきではないかと考える。今回、米軍が使用したPFOS除去装置の機能性を確認すべきであるし、米軍が発表した2.7ナノグラム・パー・リットルがどの時点の数値なのかなども確認したい。2.7ナノグラム・パー・リットルまで処理した水を公共下水道に流すことが問題なのかという点も調査が必要と考えている。

○上里広幸 委員 私は早急に抗議すべきと考えている。当局から聴取を行ったが、2.7ナノグラム・パー・リットルの根拠も示せない状況であり、どれだけ残っているの

かも分からず、できるだけ早く臨時会を開いて可決すべきと考える。

○平安座武志 委員 今回は、PFOSを含んだ汚水を処理し、取り除いたPFOSは従来どおり焼却処分するものである。日本で処理する場合でも同様にPFOSと処理水を分離し、処理水は基準に従って放出している。今回、米軍は2.7ナノグラム・パー・リットルまで処理した処理水を放出しているが、私の調べた中では2,000ナノグラム・パー・リットル以下であれば日本でも処理水を放出している。その点もしっかり精査してから意見書、決議案を可決すべきと考える。

○石川慶 委員 会派の調整もあることから、9月3日に委員会を開催できないか。

○桃原朗 委員 環境基準に関する資料も頂きたい。

○桃原功 委員 PFOSの放出について規定している国内法はない。だから問題だと考えている。米国もPFOSについては規制する方向と認識している。

○平安座武志 委員 化審法の第1種に含まれており、処理水の放出についても基準は定められていると認識している。PFOSの毒性については各国が調査している。

○桃原功 委員 環境省からPFOSを含有する廃棄物の処理に関する技術的留意事項というのは定められているが、法律ではない。

○平安座武志 委員 技術的留意事項は平成23年に定められているが、その後、化審法に規定されていると認識している。その点もまだ調査が必要であるから、慎重に審査する必要があると考えている。

【協議結果】

文案について持ち帰り、次回は9月3日の午後2時に開催することに決定した。

○知名康司 委員長 以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻（午後3時00分）